

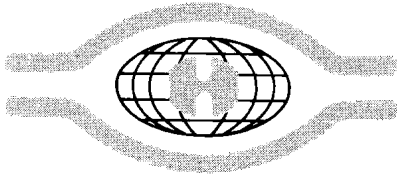
HELBON
SHA'S
WORLD
ENCYCLO
PEDIA

世界 大百科 事典

23

ナーヌン

平凡社



世界大百科事典

23

1981年4月20日 初版発行
1982年印刷
全36巻揃現金定価 145,000円

編集兼発行人

下中邦彦

発行所

平凡社

郵便番号102

東京都千代田区三番町5

振替東京8-29639番

電話03(265)0451番

本文用紙

十条製紙株式会社

クラビア用紙

山陽国策パルプ株式会社

見返し紙

日清紡績株式会社

本文写植製版

フキト印刷株式会社

本文印刷

株式会社東京印書館

クラビア製版印刷

株式会社東京印書館

株式会社光村原版印刷所

クロス

グイニック株式会社

表紙箔押

斎藤商会

製本

株式会社石津製本所

© 株式会社平凡社 1981 Printed in Japan

凡 例

● 見出しのつけ方 ●

〈表音見出し〉

1. 日本読みのものは〈現代かなづかい〉による〈ひらがな〉書きとし、促音・拗音は小字とした。ただし、お列長音は〈う〉、〈ち・づ〉は〈じ・ず〉とした。
2. 外国読みのものは、外来語を含めて〈カタカナ〉書きとし、長音は〈音びき〉(一)を用いた。略語は、とくに原語読みの普及しているもののほかは英語読みに従った。
3. 中国・朝鮮などの人名・地名は、慣用の漢字読みで出したが、現地読みに近い慣用読みのあるものはそれによった。
4. 日本語と外来語との合成語は、日本語の部分は〈ひらがな〉、その他は〈カタカナ〉とした。

〈本見出し〉

1. 日本読みのものは、〈漢字〉と〈ひらがな〉を用いた。〈ひらがな〉書きのもので、表音見出しとまったく一致するものは省略した。
2. 外国読みの項目には、原則として原語(あるいは語原を示す語)を入れた。ただし、ギリシア語、ロシア語その他、特殊な文字のものはローマ字におきかえて入れた。
3. 日本読みと外国読みとの合成したもの、は、〈漢字〉〈ひらがな〉〈カタカナ〉をあわせ用いた。

〈項目配列の方法〉

1. 表音見出しの五十音順とし、促音・拗音も音順にぞえ、清音、濁音、半濁音の順序とした。
2. 〈音びき〉(一)のあるものは〈音びき〉のないものの後にした。
3. 同音のものは、おおよそつぎのような順序で配列した。
 - a. 表音見出しの〈カタカナ〉→〈ひらがな〉。
 - b. 本見出しのないもの→〈カタカナ〉のもの→〈ひらがな〉のもの→漢字のもの。
 - c. 本見出しが漢字のものは、第1字目の画数の少ないものを先にし、第1字目が同字のものは順次第2字以降の画数による。
 - d. 同音同字のものでは、普通名詞→固有名詞。
 - e. 外国人名では、ファミリー・ネーム(同一の場合はパーソナル・ネーム)のアルファベット順。
 - f. 日本地名では、自然地名→行政地名→その他の地名。

● 文体と用語・用字 ●

1. 漢字まじり〈ひらがな〉口語文とし、かなづかいはおおむね〈現代かなづかい〉に従い、漢字は原則として当用漢字を用いた。ただし、原典の引用、固有名詞、歴史的用語その他は例外として扱い、必要に応じて()内に読みがなをつけた。
2. 動・植物名、元素名、化合物名、鉱物名で当用漢字のないもの、日本神名および〈カタカナ〉を慣用としている特殊の語は〈カタカナ〉書きとした。
3. 年代は、原則として西洋紀年を用い、必要に応じて日本・中国その他の暦年をつけた。
4. 度量衡は、原則としてメートル法を用いたが、慣用に従って尺貫法、ヤード・ポンド法を用いた場合もある。

● 外国語について ●

1. 欧文の地名・人名については、可能なかぎり現地読みに近いものをつたが、慣用の読み方に従って例外としたものも少なくない。
2. ギリシア語、ロシア語のローマ字へのおきかえはつぎのようにした。
 - a. ギリシア語
η=e ω=o x=k χ=ch
 - b. ロシア語
a=a б=b в=v г=g д=d
e=e ё=yo ж=zh з=z и=i
й=i к=k л=l м=m н=n
o=o п=p р=r с=s т=t
y=u ф=f х=kh ц=ts ч=ch
ш=sh щ=shch ъ=' ы=y
ь=' э=e ю=yu я=ya
3. 上記のほか、欧文の地名・人名の〈カタカナ〉による表記は、おおむねつぎの基準に従った。
berg[スウェーデン]〈ベリー〉 Strindberg ストリンドベリー
cu[スペイン]〈クァ・クィ・クェ・クォ〉 Ecuador エクアドル
d[独]語末では〈ト〉 Wieland ヴィーラント
de[仏]〈ド〉 de Gaulle ド・ゴール
dou[仏]〈ドゥー〉 Doumer ドゥーメル
du[英・仏]〈デュ〉 Durand デュラン
ド; Dumas デュマ
du[独]〈ドゥ〉 Durst ドゥルス
ト
er[英・独]語末では〈アー〉 Parker パーカー; Herder ヘルダー
g[独]語末では〈ク〉, ngは〈ング〉, igは〈イヒ〉 Hamburg ハンブルク;
Lessing レッシング; König ケーニヒ
gn[仏・伊・スペイン]〈ニャ・ニュ・ニエ・ニョ〉 Auvergne オーヴェルニュ; Bologna ボローニャ

gu[伊・スペイン]〈グァ・グイ・グェ・グォ〉 Paraguay パラグアイ
ia[一般]語末では〈イア〉 Asia アジア
io[伊]〈ヨ〉(拗音) Boccaccio ボッカッチョ; Giorgione ジョルジョーネ
j[スペイン]〈ハ行音〉 Juárez フアレス
je[一般]〈イェ〉 Jena イェーナ
ley[英]〈リー〉 Huxley ハクスリー
ll[スペイン]〈リャ・リョ〉, 南アメリカでは〈ヤ・ヨ〉 Castilla カスティリャ; Trujillo トルヒョ
oi, oy[仏]〈オワ〉 Boileau ボワロー
pf[独]〈プ〉 Pfitzner ピッツナー
ph[ギリシア]〈フ〉 Aristophanes アリストファネス
qu[伊・ラテン]〈クァ・クィ・クェ・クォ〉 Quirinius クィリニウス
ray[英]〈レー〉 Thackeray サッカレー
son[英]〈ソン〉 Edison エディソン
sp, st[独]語頭では〈シュプ・シュト〉 Spranger シュプラランガー; Storm シュトルム
stew, stu[英]〈スチュ〉 Stewart スチュアート; Stuart スチュアート
swi[英]〈スウィ〉 Swift スウィフト
thi, ti[一般]〈ティ〉 Thiers ティエール; Tiziano ティツィアーノ
thu, tu[独・ラテン]〈トゥ〉 Tum-lirz トゥムリルツ; Tacitus タキト
ゥス
thū, tū[独]〈チュ〉 Thurnau チュルナウ
tou[仏]〈トゥー〉 Toulon トゥーロン
tu[英・仏]〈チュ〉 Tunisia チュニジア
v[ラテン]〈ウ〉 Vergilius ウェルギリウス
v[スペイン]〈バ行音〉 Verasquez ベラスケス
w[独]〈ヴ〉 Wagner ヴァーグナー
x[一般]〈クス〉 Xenophon クセノフ
オン
y[ギリシア]〈ユ〉(拗音) Dionysos デイオニッソス
zi[独]〈チ〉 Leipzig ライプチヒ; ただし語頭では〈ツィ〉 Zimmermann ツインマーマン
zi[伊]〈ツィ〉 Venezia ヴェネツィア
zü[独]〈チュ〉 Zürich チューリヒ

● 符号・記号 ●

〈かこみと送り〉

- 【 】 中見出し語をかこむ。
〔 〕 〈本見出し〉に出る動・植物の漢字および本文中の小見出し語をかこむ。
《 》 書名または題名をかこむ。

- 〈 〉 引用文または語句，とくに注意を
うながす語，書名または題名以外
の編または章などの表題をかこむ。
() 注の類，または読みがなをかこむ。
[] 日本地名の国・県・区・市・町・
村をかこむ。
⇒ 該当項目への送り
→ 参照項目への送り

《漢字略語》

国名・地名の略語を用いる場合は，つぎ
の13種にかぎって使用する。

アメリカ(米)；イギリス(英)；イタリ
ア(伊)；インド(印)；オーストラリア
(豪)；オランダ(蘭)；ソヴェト(ソ)；
中国(中)；ドイツ(独)；日本(日)；フ
ランス(仏)；モンゴル(蒙)；ヨーロッ
パ(欧)

ただし，戦争，会議，協定など特定の場
合にかぎって

アジア(亜)；アフリカ(阿)；オースト
リア(澳)；トルコ(土)；プロイセン
(普)；ロシア(露)

などの略語も用いる。

《科学記号または略符号》

a	アール
A	アンペア
Å	オングストローム (=10 ⁻⁷ mm)
A. D.	紀元後
atm	気圧
Aufl.	版
[α] _D ²⁰	比旋光度(20℃における ナトリウム D線に対し)
B.	湾
bar	バール
B. C.	紀元前
Bé	ボーメ度
BTU	英熱量
c	サイクル
C.	岬
℃	摂氏温度
ca.	年数の大略を示す。
cal	カロリー
Cal	大カロリー
cgs	絶対単位
cm	センチメートル(cm ² 平方 センチ，cm ³ 立方センチ)
const	定数
d	デシ(=1/10)
d ¹⁵	比重(15℃における)
d-	右旋
D.	砂漠
dB	デシベル
deg	度(温度)
dyn, dyne	ダイン
E	東経
emu	電磁単位
eV	電子ボルト

F	ファラッド
°F	華氏温度
ft	フィート(ft ² 平方フィー ト，ft ³ 立方フィート)
g	グラム
G	ギガ(=10 ⁹)
G.	湾
gwt	グラム重
h	時
ha	ヘクタール
HP	馬力
Hz	ヘルツ
in	インチ(in ² 平方インチ， in ³ 立方インチ)
I.	島
Is.	諸島(列島)
IU	国際単位
k	キロ(=10 ³)
K	絶対温度
kc	キロサイクル
kcal	キロカロリー
kg	キログラム
km	キロメートル(km ² 平方キ ロ)
kV	キロボルト
kW	キロワット
kWh	キロワット時
l	リットル
l-	左旋
L.	湖
lb	ポンド
lm	ルーメン
l. t	ロング・トン
lx	ルクス
m	メートルまたは分
m-	メタ
M	メガ(=10 ⁶)
Mc	メガサイクル
mb	ミリバール
mg	ミリグラム
mks	mks単位
mm	ミリメートル

mmHg	水銀柱の高さ(mm)
mol	モル
Mt.	山
Mts.	山脈，山地
mμ	ミリマイクロン(=10 ⁻⁹ m)
μ	マイクロまたはマイクロ (=10 ⁻⁶)
μ	マイクロンまたはミュー (=10 ⁻⁶ m)
μμ	マイクロマイクロンまたはミ ューミュー(=10 ⁻¹² m)， ただしmμをμμとも記す。 ナノ(=10 ⁻⁹)
n	屈折率(15℃におけるナ トリウム D線に対し)
n _D ¹⁵	規定，または北緯
N	号，または番
Nr.	オルト
o-	オンス
oz	ピコ(=10 ⁻¹²)
p	パラ
p-	半島
P.	水素イオン濃度指数
pH	ピーピーエム(=10 ⁻⁶)
ppm	メートル馬力
PS	川
R.	rpm(h)(s) 1分(時)(秒)間回転数
rpm(h)(s)	S 南緯
S	S. 海
S.	sまたはsec 秒
sまたはsec	s. t ショート・トン
s. t	St. 海峡
St.	t トン
t	V ボルト
V	ワット，または西経
W	Ω オーム
Ω	/ 生没年などの年数の両説 を示す。
/	% パーセント
%	‰ パーミル
‰	♂ 雄
♂	♀ 雌
♀	

《地図記号》

記 号	各 国 地 図	分 県 地 図
	国境	県境
	省・州・県境	
	鉄道	国鉄
	特殊軌道	私鉄
	運河	特殊軌道
	主要道路	国道
		鉄道連絡線航路
	パイプライン	
	首都	都道府県庁所在地
	主都(省・州・県)	市
	大都市	
	中都市	町
	小都市・町，その他	村・字，その他
	山頂	山頂
	峠	峠

注 その他慣用化している記号は適宜使用した

別刷図版目次

長崎	45～48
長野	65～70
奈良	135～142
奈良時代美術	151～152
南極	161～164
南宗画	185～186
南禅寺	173～176
軟体動物	195～196
南蛮美術	205～208
新潟	225～228
西本願寺	261～264
二条城	273～274
日光国立公園	291～294
日光東照宮	303～304
日本美術	433～440
ニューヨーク	473～474
ニワトリ	491～492
人形	509～512
人形浄瑠璃	521～524

ナ

ナイアガラかいぎ ナイアガラ会議

1914年5～6月、アルゼンチン、ブラジル、チリの南アメリカABC3国代表が、アメリカ合衆国とメキシコの紛争の調停を議するため、カナダのナイアガラで開いた会議。その結果、合衆国はメキシコのウエルタ Victoriano Huerta 政権を臨時政府として承認し、メキシコは革命中外国に与えた損害について国際調査団と協議するという調停案を提出したが、ウエルタが拒絶したので失敗に終わった。しかしウィルソンの国際主義外交の最初のものとして注目される。（中屋 健一）

ナイアガラたき ナイアガラ滝 Nia-gara Falls 北アメリカ東部、カナダとアメリカ合衆国の境界にあるエリー湖からオンタリオ湖へ流れ下るナイアガラ川にある滝。この地帯にはケスタ状の地体構造がみられ、エリー湖岸とオンタリオ湖岸の低地との間には50～60mの急な崖（がけ）、ナイアガラ・エスカープメントがある。崖の上部には厚い石灰岩層があり、その下には砂岩およびシェールが重なっている。この面上をナイアガラ川が流れ下り、かつては現在の滝から11km下流のナイアガラ・エスカープメントに滝をかけていた。しかしこの崖の上部の石灰岩は、下部の砂岩およびシェールより堅いため、滝によって砂岩およびシェールが先にけずられ、上の石灰岩がくずれおち、滝はしだいに後退した。滝の平均の後退速度は年に1.2～1.5mと推算され、滝の形成時期は現在より約1万年前、第四紀氷期の最終ウィスコンシン氷期が終って氷がとけ出した時と見積られている。滝の後退したあとは、ケスタの表面を切る峡谷になり、両岸に岩石の露出した急流が流れ、早瀬も多く、風景が美しい。とくに中流にあるワールプールは有名で、州立公園になっている。滝の現位置は幅広くひろがったナイアガラ川がせまい峡谷に入る入口にあり、ゴート島で2分され、西に馬蹄（ばてい）形のカナダ滝、北東にアメリカ滝がある。カナダ滝は高さ48m、幅800～900m、アメリカ滝は高さ51m、幅約300mである。しかしカナダ滝のほうが水量も多く、壮観である。雄大な風景は世界的に有名で多くの観光客が訪れるが、滝のすぐ下にかけてられたレーンボー橋からのながめは特に美しく、また夜間は色電球によるイルミネーションにいろどられる。合衆国、カナダ両国政府はこの風景保存のために、協同で努力し、1885年以来周辺一帯を公園に指定し、また水力発電も、滝の美観をそこなないように最大使用水量を制限している。この滝に関する資料は合衆国側のナイアガラ・フォールズにあるナイアガラ博物館に保存展示されている。

（関口 武）

ナイアガラフォールズ Niagara Falls アメリカ合衆国北東部、ニューヨーク州

北西端にある都市。人口80,773(1975推定)。ナイアガラ滝の下流ナイアガラ川右岸にありカナダのナイアガラ・フォールズと対する。両市をつなぐ橋は2本あるが有名なのは滝のすぐ下にあるレーンボー橋で1941年に建設された。ナイアガラ滝の観光都市として栄えるとともに、豊富な電力を使つての近代工業も盛んである。多数のホテル、みやげ物店があり、博物館、公園など観光設備もととのっている。工業製品としては、化学薬品、紙、アルミニウム、航空機材料等がある。

（関口 武）

ナイアガラフォールズ Niagara Falls カナダ南東部、オンタリオ州南東端にある都市。人口69,423(1976調)。ナイアガラ滝の直下に位置し、ナイアガラ川をへだててアメリカ合衆国の同名の都市に対して。オンタリオ州政府所属の大力発電所があり、製紙、機械、研摩材、食品加工などの工業が行われている。1961～66年に人口は2倍以上となった。

（野村 正七）

ナイアデス Naiades ギリシア神話の水のニンフたち。→ニンフ

ないい 内位 日本の令制で、普通一般の位階の総称。大宝・養老令制の位階は正一位から少初位下まで30階あり、正五位上から下は、おもに地方豪族に授ける趣旨で外位(げい)と称した。内位または内階とは、この外位に対する称である。外位は内位より格が低く、ことに728年(神亀5)以後は外位の待遇が下げられたうえ、中央官人でも外位を経てから内位に移る例が多くなった。この外位から内位に移ることを入内(にゅうない)といい外位官人の栄誉とされたが、内外位の差別は平安中期以降、実質上は消滅した。→外位

（土田 直鎮）

ないいん 内因 病気の原因のうちで、外部から作用するもの(外因)を除いた全部を総称する。一口でいえば、病気にかかりやすい状態である。したがって病気の素因といってもよい。もちろん遺伝もその中に含まれる。内因には、一般的なもの

と個人的なものとが分けられる。前者は自然の生理的な因子に関係し、すなわち年齢、性、人種、組織臓器の素因にあたる。後者が狭い意味の内因であって、病的な素因と呼ばれ、これはさらに先天性素因と後天性素因とからなる。たいせつなのは先天性の個人的素因であって、そのうちの注目すべきものは遺伝にもとづく素因である。特異体質などという言葉も、要するにここで論ぜられよう。

（所 安夫）

ないいんせいせいしんびょう 内因性精神病 種々の精神疾患のうちで、その原因が主として個体内因に帰せられるものをいう。精神疾患の原因としては、なお外因と心因とがあり、内因性精神病においてこれらの環境の影響が全くないわけではない。ただ内因(遺伝素質のほかに、年齢、性別、人種なども含まれる)が、その精神疾患の発現にあたって、その準備状態、原因を形成するものとして、最も重要な意義を有しているという意味である。年齢的に内因性精神病は思春期ごろに発病するものが多く、また更年期、初老期も危険な時期である。内因性精神病として数えられるものには、精神分裂病、躁鬱(そううつ)病、初老期鬱病などがある。

（上出 弘之）

ないえ 奈井江〔町〕 北海道空知支庁、空知郡の町。人口10,915(1970調)。函館本線が通じる。石狩川中流部の肥豊かな水田地帯の中心地であったが、近年、美唄(びばい)、砂川、上砂川の石炭産地や工業地をひかえ著しく発展した。しかし現在では炭鉱は一つを残して全部閉山した。

（有末 武夫）

ないえん 内縁 社会一般から夫婦と認められる実質を有しながら、法律上の手続、すなわち婚姻の届出を欠くために法律上夫婦と認められないものである。判例は、内縁にできるだけ法律婚に近い法的保護を与えることに努力してきた。まず、判例は内縁を婚姻予約として、その不当な破棄を債務不履行と構成して、不当破棄者の損害賠償責任を認めた。しかし、内縁を婚姻予約とみるのは不当で

ナイアガラ滝 カナダ側からの展望



あると評され、その後、内縁の夫の事故死による内縁の妻の慰謝料事件で、内縁の妻は、法律上の妻と同視すべき関係にある者という表現を用いて、その請求を認めた。内縁を婚姻に準ずる関係として取り扱うに至ったのである。一方、立法においてもしだいに内縁保護を厚くした。現在、社会保障における給付等の関係では、内縁の妻は、〈婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者〉(労働基準法施行規則第42条第1項)あるいは〈被保険者死亡シタルトキハ被保険者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノ〉(健康保険法第49条)として法律上の妻と同様の取扱いを受ける場合が多い。内縁の成立には儀式等は必要でない。事実上の夫婦関係があれば足りる。婚姻年齢、再婚禁止期間、その他いっさいの要件は必要でない。内縁の効果は前述した不当破棄による損害賠償責任のほか、婚姻に準じて考えていい。しかし、内縁の夫婦間の子は嫡出子とはならない。また内縁の夫婦間には配偶者としての相続権も認められない。後者は特に問題であるとされている。→婚姻 →婚姻予約 (遠藤 浩)

ないか 内科 内科学 internal medicine(内科はこれの略称)とはなんぞやという問いに対して簡単明解な答えをだすことはむずかしい。むしろはっきりした定義はないといってもよいかもしれない。そして、内科学を定義づけるとすれば、まず医学の概念からはいられなければならないが、医学 medical science は医 medicine が、発展し、諸科学の発達に伴って学問的に基礎づけられ、現在の体系に築きあげられた科学である。医は人類に不可欠であって、人類出現以来存在し、医学の歴史もまた人類の歴史とともに始まるということができる。医学を文字どおりに解すると、〈医する学〉すなわち治療学 therapeutics を意味するようになるが、これは医学の歴史的発展の過程を物語るものであって、医学の精神自体はもっと深遠である。すなわち、今日の医学のすべてを包含した〈医の術は人格を基調とした最も崇高にして偉大な科学でなければならぬ〉し、また〈この科学は日進月歩であるから、司命の職にある臨床医学の徒は生涯を通じてこの通に精進せねばならぬ〉といわれている(いずれも西野忠次郎の言)。ここにもでてくる臨床医学は、多くの場合、内科学を意味し、一般的にいって、臨床医学の基礎は内科学であるということができる。今日、臨床医学はいろいろに分化しているが、外科学をはじめ産婦人科学、整形外科など外科的医術にしても、あるいは精神科学、小児科学、皮膚科学などの一見内科的医術にしても、その基調にはすべて内科学的基礎考察が重要な役割を演じているのである。つまり内科学は臨床医学すべての基礎医学であって、ただ単に臨床的に内臓疾患を取り扱う医学的分科をさすものではない。それは、医学の歴史からみても、内科学が臨床医学全体を包含するものであったからである。このように内科学は臨床基礎医学とよべるものであり、特に臨床医学で重視される診断学、予後学、治療学などは内科学総論として内科学で研究されている。

このようにみえてくると、内科学の範囲として、全身的疾患、少なくとも全身的見方をしなければならぬ疾患を取り扱うのが本来の任務であると考えられる。現在、外科学、産婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、精神科学その他が臨床医学分科として分化独立したけれども、その根底をなすものは内科学によって考察研究されねばならぬし、そこにまた各分科立の意義が求められねばならぬと考える。

以上、内科学の重要性を解説してきたが、一般には内科学は内臓疾患を取り扱う医学的分科と解され、また実際面でも手術を要しない、内服薬や注射薬によって治療する内臓疾患を取り扱うものと狭義に思われているのは残念である。

現代の内科学をみると、臓器別などによる多くの分科に分かれ、微細に研究、診療されており、今後さらに多くの分科に分かれる傾向にある。その幾つかをあげると、消化器、肝胆道、運動器、呼吸器、泌尿器、血液、栄養、代謝、循環器、神経、内分泌腺、伝染病(感染病)、寄生虫、結核、中毒、アレルギー、物療、老人病などの各科に専門分化して、その数はひじょうに多い。このような細分化の傾向は、内科学の発展した結果であり、また発達しつつあることを示すものであって、診断学、治療学上からはたいへん結構であるが、その平面、臓器別程度に分化してくると、1内科医としてそれぞれに精通することは至難のわざとなってくる。しかも、この細分化の傾向が、内科学だけでなく、外科学をはじめ各医学的分科にも現われようとしている現在、大いに問題にすべきであろう。ここに、第17回日本医学会総会(1967)が〈分科と総合〉というテーマで、あまりにも細分化した分科の功罪を論じ、医師の反省を求めたゆえんがあるのである。それで、各臓器別に対応する分科があって、それらの各分科で微に入り細をうがつような研究を行うことは内科学本来の姿ではないとも考えられる。内科学発達の歴史を考えると、内科医としては全身的疾患を診療の対象とし、発展分化した各内科学を身につけつつ、また一方これを総合して大局をみあやまらぬように心がけることがたいせつであると思う。もう一つ、内科医は内科学に心懸する医の倫理を常にわきまえておらねばならぬことをいっておきたい。第18回日本医学会総会(1971)のテーマとして〈医学の進歩と医の倫理〉がとりあげられて、医の倫理が強調されたことは、現代医学における警鐘というべきであって、これは内科医のみでなく、すべての医師が常に心すべきことなのである。(三方 一沢)

ないかいこうろ 内海航路 その定義が必ずしも明確でないが、日本では通常いわゆる内海の航路のみならず内航航路一般をさす場合が多い。内航航路とは海上運送法の〈外航〉の定義から類推すれば、本邦(本州、四国、九州、北海道および付属諸島)諸港間の航路をさすものとみてよい。法律上は、ほかに船舶安全法施行規則が船舶の(た)航性と人命安全の見地から船舶の航行区域を区分しており、これに従えば海上航路は平水航路、

沿海航路、近海航路および遠洋航路の4種に分けられるが、内海航路の範囲はこのうち平水および沿海航路ならびに近海航路の一部にだいたい相当する。なお日本の海運界では瀬戸内海航路を内海航路と略称する場合がある。→航路

(日本郵船株式会社調査室)

ないかく 内閣 内閣 cabinet という語は、今日の主要な国家の国政機構において、行政権の最高機関もしくは中心の執行機関をさすものとして使われているが、イギリスの憲法史上おのずから形成された史的事情と実際政治の合理性とから、首相を中心として組織され、連帯して国会に責任をおう合議体であり、みずから行政権の最高機関であるとともに、立法権(その国家機関であり、国民代表機関である国会)と行政権との結合・協力を具現し媒介しているものとするのが、本来の意味である。したがって、学者によっては、アメリカには大統領という最高の行政機関はあっても、内閣は存在しないとすものもあるが、今日では普通、上述の広い意味でこの語を使い、アメリカ憲法についても、法的には大統領の諮問機関、意見をきく機関にすぎない諸長官の大統領を中心に集まる会議を内閣とよんでいる。

【各国内閣の特質】現代主要国家の執行権・行政権の制度は、イギリス、第四共和政までのフランスなどの議院内閣制 parliamentary government, cabinet government, アメリカ型の大統領制 presidential system, non-parliamentary executive, fixed executive, およびソ連邦その他人民民主主義諸国のソヴェト制ないし人民議会制における幹部会制 presidium および閣僚会議ないし内閣制 council of ministers にわけられる。本来の厳密な意味では、上述のイギリス、フランス型の執行部を内閣というが、しかし広い意味に解して、以下主要な諸国内閣制度について述べよう。

〔イギリス〕イギリスの議会制は、しばしば内閣制の体制だといわれる(ロブソン William A. Robson)と指摘されているように、イギリスの内閣は、全国政の最も指導的な地位を占めているのを特質とする。イギリス憲法では、法的にみ場合、主権は議会——ただし、この場合、議会と君主とは一体的なものと解されており、議会というとき、ふつう Queen in Parliament と表現される——にあるとされ、内閣は、その議会で多数を占める政党の(原則として1政党、しかしときとして連立内閣の場合には2以上の政党の)指導者たちによって組織され、議会の信任のつくかぎり存立するものとされるが、現実の政治では、内閣はこの多数党を基盤とすることによって、また政党の指導者が首相以下の大臣たることによって、法律案の提出、議会の議事日程の決定、外交問題の処理、軍隊の指揮、財政その他のいっさいの施策の立案、執行、行政各部の監督など、国政の主要な領域において、つねに指導的役割を演じ、実際に〈議会の1委員会〉(バジョット)から、〈政党の1委員会〉(ラスキ)、いな、さらに〈議会の主人公〉〈命令者〉(ミュア Ramsay Muir, ロブソン)に発展している。しかしこのことは、イギリス

の内閣が、議会で代表された国民の意思を無視し、一方的に統治する強権的支配の機構であることを意味しない。内閣について、イギリスにおける憲法的原則として確立されていることは、政治的主権者と考えられている選挙民(国民)の意思・動向につねに細心の考慮を払うこと、したがって反対党に対しては十分に批判・討議の機会を与え、その主張に耳を傾ける寛容をもつこと、自己の施策に対しては深い責任感をもち、公約の完全な実行は最も努力するところであり、また重要な政策を新たに実行するようなときは、できるかぎり、国民の意思を問うために、進んで下院を解散し、総選挙に訴えて、新たな信任を国民から得よう努力すること、万一総選挙において敗れた場合は、ただちに総辞職することなどである。イギリスは、今日なお君主を存続せしめているが、君主は、キング(クイーン)・イン・パーラメント King(Queen)in Parliament という語が示すように、現在では、この議会の信任の上に立つ内閣と全く一体的な存在となり、独立して権限を行使することはない。すなわち、法律案の裁可、条約案の批准、軍隊の統帥、上級官吏・大臣の任免、予算案の裁可、下院の解散など、法律上君主の権限とされているいっさいのものは、内閣の助言、承認の下にのみなされる。以上のような内閣の地位・性格を頭に入れつつ、次の諸原則をかえりみるならば、イギリスの内閣制の特質は、ほぼ理解できるであろう。(1)それは、上下いずれかの議院の議員から成っている。(2)大臣は、同一の政治的見解をもち、原則として同一政党に属し、下院で多数を占める政党から選ばれる。(3)閣議で決定された同意された統一的な政策を実行する。大臣にしてそれに反対のものでも、辞職しないかぎり、外部に対して、それを支持し、その遂行に全力をつくさねばならない。閣議の決定は、すなわち彼の決定である。(4)こうして、内閣の政策については、全閣僚が議会に対して連帯責任を負う。(5)内閣を代表するものは首相であり、首相に対して全閣僚は共通の服従をみとめる。(6)議会が内閣に対して責任を問う最も有力な方法は、下院による不信任の決議もしくは内閣の提出する信任の決議案の否決、あるいは個々の大臣に対する問責の決議である。しかしこれに対して、内閣は、下院の解散をもって対抗し、広く国民の審判を求めることができる。イギリスの内閣は、首相を中心として、約15～25名の大臣によって組織される。各省ははじめ主要な行政官庁の長官を兼ねた大臣のほか、いわゆる無任所大臣も加えられるが、これらの大臣の会議が閣議であり、閣議に出席する大臣たちを総称して内閣というが、イギリスでは、日本やフランスの場合とちがって、このほか閣議に出席しない大臣があり、20～25名くらい任命される。主要な行政各部を所管するが、内閣の連帯責任はこれらの大臣にも及ぶ。前者がキャビネット cabinet とよばれるのに対し、後者はミニストリー ministry である。行政事務の拡大は、現代国家の必然的傾向だが、特に主要産業の国有化、国家による社会保障・福祉活動の増大はイギリスにおいていちじるしく、これら

に応じて、イギリス内閣は、多くの内閣委員会に事務を処理させることとなり、それらの委員会は、閣外大臣とも密接に連絡し、こうして閣議みずからがすべての行政事務の根本を定めるとか、直接指揮監督するとかよりも、これら委員会の指揮・調整を主とする傾向にある。

〔フランス〕1958年10月の現行第五共和憲法、いわゆるド・ゴール憲法は、フランスにおける執行権力体制を、伝統的なフランス型議院内閣制——下院が解散されることがなく、したがって内閣は常に交代を余儀なくされ、その点でイギリス型と異なる議会優越の体制とされた——と根本的に異なるものとした。その特徴は、かつて最も無力で栄誉的な存在にはならなかった大統領を、フランス憲法史上かつてみない強力な権能を有する国家元首、行政権の首長としたこと、また首相その他の大臣は、国会議員となることをえないものとしたこと、これに対応して、国会両院の権限がいちじるしく弱体化されたことにある。大統領の権能の強大、内閣員が国会議員たることができない点で、アメリカの大統領制に似ているが、しかしそれとも異なり、首相および大臣は国会に出席することができ、また首相は国民議会に対して責任を負い、国民議会は内閣不信任案を提出することができ、また大統領は、国民議会議を解散しうなど、独特の性格をもった執行体制である。最初、大統領は、国会議員、県会議員、海外領土の議会の議員および市町村議会の代表者をふくむ選挙人団によって、7年の任期で選出される定めであったが、1962年の憲法改正によって、選挙はひろく直接公選制となった。大統領は、首相を任命し、また首相の提案に基づいて他の閣僚を任命する。首相、閣僚を免職するのも大統領である。大統領は、法案の再議要求権を有し、また一定の法律案について、議会を越えて直接に国民投票に付することができる。また首相および両院議長に諮問した後、国民議会議を解散することができる。このほか、文武官を任命し、大公使に対する信任状付与をし、軍隊の首長であり、非常事態に対処する緊急措置をとりうる。まさに「君臨し、かつ統治する」強力な国家元首といえよう。学者の多くは、大統領を、政府と国会・政党との「調整者」として特徴づけているが、それ以上の「統治者」というべきものである。〈フランス議会は、かつては、すべてであったが、いまや無である。大統領は統治し、内閣は助言する〉(ヌーナン Lowell G. Noonan)。しかし、アメリカの大統領制と異なって、内閣(政府)は、この大統領のもとに、首相を指導者として、国政を決定し指導し、軍隊を指揮する。そして国会に対して責任を負うものとされている。それは、伝統的なフランス議会議制の責任政治の原則を無視することができなかったからであろうとされている。条約については、大統領が締結権を有するが、そのうち重大なものは、国会による(法律による)批准もしくは承認を経なければならない。宣戦布告もまた、国会の承認を要する。以上のように、フランスの内閣は、大統領の諮問機関・助言機関ではなく、直接に国会に対して責任を負うところの国政

(軍事をふくむ)全般についての指導処理機関なのであるが、同時に、その上において首相、閣僚を任命する大統領によって閣議も統裁されるのであり、イギリス型の内閣、または第四共和政までのフランス型議院内閣制の内閣のような地位、権限に比すると、いちじるしく弱体化しているといわなければならない。だが、この大統領裁下の内閣が、国会に対して、一応責任を負うたてまえであるとはいえ、これまでの内閣が国会に対してきわめて地位が弱く、不断に内閣の交代が繰り返されたのに比べ、まったく面目を一新した。国民議会の側からする内閣不信任案の議決は、憲法上の規定において認められているが、現実には、1958年ド・ゴール支持を旗じるしとして結成された新共和国連合以後、いわゆるゴーストの圧倒的優勢をもたらす政治状況、それを可能としている選挙制度によって、いちじるしく困難となっていることが指摘されている。このような体制は、第三・第四共和政の下で、政府の地位がきわめて不安定で、国民議会は多くの政党の離合集散によって絶えず混乱したと評されるような状態に対し、強力で安定した政府が要望された結果であるとされている。しかし、フランス社会の体制的危機にさいして、既存の秩序を確保し、対外的にも威信を回復しようとするフランス支配勢力の要請に応じての軍事的・独裁的体制の樹立のためのものであるともみられている。いずれにせよ、フランスの内閣制は、〈議院内閣制と大統領制との奇妙な混合〉(ヒッチナー Dell G. Hitchner およびハーボード William H. Harbord)と評されるような体制であり、憲法史上一つの新前例といえよう。

〔アメリカ〕よく人は、イギリスの君主について「君臨しているが統治しない」といい、第三共和政までのフランスの大統領については「君臨も統治もしない」とし、これに反しアメリカの大統領は「君臨しかつ統治する」といったが、比喩(ひゆ)的にいえば、そうもいえるほどに、アメリカの大統領制は、まずこの点でイギリスの議院内閣制と対照的である。イギリスにおいては、内閣は首相を中心とする合議体として、国会に対して連帯責任を負い、行政権の最高機関たる地位を占めているが、アメリカにはこのような合議体としての内閣は存在しない。憲法上、行政権は大統領にのみ属し、大統領は独任制機関であって、イギリスにおける首相のように、閣議を通して職権をおこなうのではない。アメリカでも、いわゆる内閣はワシントンの時代から形成され、現在も存続し、国務、財務、国防総、司法、内務、農務、商務、労働、保健・教育・福祉、住宅・都市開発、運輸、エネルギーの12省の長官および主要な大統領の機関の長官が参加して、毎週定期的な会議を開き、各機関相互の調整や政策立案など、重要な役割を果たしているが、イギリスの内閣の比ではなく、それはあくまでも大統領に助言する機関たるにとどまる。内閣はなんら法的な地位も権限ももたない。また連帯責任を負う機関でもない。アメリカ憲法の権力分立制は、大統領ははじめ各省長官は議員であることを禁じ、議会に出席し発言することも認めていな

いので(長官は議会の公聴会で公述する場合だけ直接議会で発言できる),議会に対する内閣の連帯責任は最初から問題とならず,各省長官はそれを任命する大統領に対してのみ責任を負うのであるが,その責任も個々の長官が大統領に対して負うのであって,合議体としての政治的責任制は存在しない。だから,アメリカの内閣は,大統領の諮問機関ともいえるべきものである。〈ヨーロッパのそれとちがって,それは政治をおこなう団体ではない〉(ラスキ)。大統領は,4年の任期をもって国民によって公選される。この公選は直接選挙でなく,国民による大統領選挙人の公選,その選挙人による大統領の指名という2重の手続をとるけれども,いずれにしても大統領は議院内閣制のそれとは全く異なっており,議会から独立している。大統領は議会によって弾劾されるが,それは議院内閣制における不信任案の場合とちがって,容易におこなわれるものではなく,その任期は議会の動向とはかかわりなしに保障されている。同時に大統領は,議会を解散できないのはいうまでもなく,予算,法律案の提案権もなく,立法についても,行政についても,たんに教書を通じて希望をのべ,あるいは立法上の停止的拒否権を行使できるとどまる。条約の締結については,上院の助言と同意を要する。しかしながら,アメリカの全国政における大統領の実際の地位,勢望は,憲法の規定を越えて,近來ますます強大となりつつある。全国民による公選の背景,任期の存続,また政党の支持,それに何よりも積極国家,福祉国家といわれる現代国家の機能の増大に伴う行政権の拡大は,その行政権を一身に表現する大統領の権限を強大にし,勢望を高め,また国際政治におけるアメリカの支配的役割は,大統領の統帥権,行政協定締結権その他一般外交処理権をいっそう強力に発揮せしめ,大統領が独任機関であるだけに,その全国政における指導的役割を大きいものにしていく。

〔ソ連邦・中国〕以上は欧米資本主義国における行政権の二つの体制であるが,社会主義ないし人民民主主義諸国では,上記内閣に対応すべき機関はどういうものであるか。ソ連邦における国民代表機関は,ソ連邦最高会議(それは連邦会議と民族会議とから成る)であり,それは国権の最高機関であるとともに唯一の立法機関とされ,これに対し最高の執行・処分機関は,閣僚会議である。閣僚会議は各省大臣などによって構成され,最高会議が選任し,閣僚会議は最高会議に対し責に任じ,これに報告する義務を負う。このほか,ソヴェト制では,欧米議会制にみられない最高会議の幹部会がある。それは最高会議によって選出され,これに対して責任を負い,最高会議の閉会中は,これにかわってその職権をおこなう。したがってまた閣僚会議に対しても監督権をもち,閣僚会議の命令および決定で,憲法や法律に違反するものを調整もしくは変更できる。幹部会とは,布令を公布する。また外国の大公使を接受し,官吏を任命する。この幹部会とは,〈合議体の大統領〉(スターリン)であるといわれ,幹部会の議長は他国の大統領ともくらべ

られるが,以上のように,行政・立法および司法の領域にわたって相当広大な権限をもっている。閣僚会議と幹部会とは,実際の行政権の上で,いずれが有力であるかは明らかではない。しかし憲法制度としては,諸国の内閣に対応するものは閣僚会議であり,ただソヴェト制の特質として,最高会議幹部会が国権の最高機関たる最高会議の幹部会であるという地位から,これを監督する体制であると解してよいであろう。

中華人民共和国で,普通,政府といわれるものは,國務院である。中国における国民代表機関たるものは,一院制の全国人民代表大会で,これが国権の最高機関であり,唯一の立法機関である。ソ連邦の幹部会にくらべられる常務委員会が,この閉会中に活動する。國務院の構成員は,全国人民代表大会によって選任または罷免される。國務院は,全国人民代表大会(閉会中は常務委員会)の監督を受け,それに対して責任を負い,その活動について報告する義務をもつ。國務院は総理1名,副総理十数名,各部部長(各省大臣もしくは長官に比すべきもの),各委員会主任などから構成される。なお1978年改正の憲法によれば,総理は,中国共産党中央委員会の提議に基づいて,全国人民代表大会が決定し,その他の國務院の構成員は,総理の提議に基づいて全国人民代表大会が決定する。國務院は集団指導制をとる国家の最高権力機構の執行機関であり,最高行政機関であるが,國務院会議を通じて活動する。それは,全員が参加し毎月1回おこなわれる全体会議と,総理,副総理および秘書長で構成される常務会議とからなる。このいずれの会議における決定も國務院の正式決定となる。

〔日本〕1885年(明治18)12月に,旧来の太政官制を廃止して創設された日本の内閣制は,今日ですでに過去のものとなったドイツ・プロイセン型の内閣制を範としたものであった。この類型は,イギリス型の基調をなしている国民代表機関に基礎をおく内閣,政党による内閣の組織,内閣の議会に対する責任の原則とは反対に,残存する絶対主義的君権,したがってその執行権が優位し,内閣は君主の内閣であり,大臣の任免は君主によってなされ,内閣の責任は君主に対するものであり,かくしてまた,議会の権限はきわめて弱いのを特質とする。王政復古以降,版籍奉還,廃藩置県,徴兵制施行の過程をへてしだいに確立された政権は,近代民主主義革命のそれではなく,絶対主義のそれにはかならず,政権をになつたものは,封建的イデオロギーのうちに育ち,その新しい国家建設のプランをわずかに欧米の制度の形式に求めたものにすぎないから,太政官制は,古代國家の祭政一致体制,封建的位階制によって形成され,内閣制もそのイデオロギーからぬけきれず,わずかにプロイセンの外見立憲制,大宰相制を模したものととなった。しかしながら,ともかくも近代的立憲君主制の形態を採用した憲法の発布を前提として創設された内閣制は,旧来の太政官制における宮中・府中の無差別,また皇族,公卿,旧大名などの身分,門地,血統による就任の原則などを廃止し,近代的行政組織に対応する省制度を設ける

など,画期的な改革としなければならない。ここで,太政大臣,左右大臣だけが天皇を輔弼(ほひつ)し,実際に國務の中樞を握り,國政を執行し指揮していた参議および卿(各省長官)が,その下にあるという旧体制は除かれ,内閣は,総理大臣によって構成され,なんらの介在する機関なしに,天皇に助言する体制ができたのである。1889年に制定・公布された明治憲法は,きわめて簡潔に,國務各大臣は天皇を輔弼するものと定め,議院内閣制・政党内閣制を否定し,上述のプロイセンの大権内閣を当然の原則とした。しかし議会開設以来,それがいかに権限の微弱なものであったにせよ,ともかくも国民を代表する機関として,國政に参加し,政府批判,立法,予算審議をおこない,おのずから,従来の専制政治を修正するにいたり,政党勢力を強めることとなった。このような状況は,日本の資本主義の発展に伴う近代社会の展開にささえられて,憲法の規定にもかかわらず,ひろく民間の世論として,イギリス型の内閣制を,〈憲政の常道〉として追求するにいたらしめた。藩閥官僚は最初,この主張は,日本の天皇主権の國体に反し,天皇をしてたんに虚器を擁せしめるにいたるものであり,天皇親政をめざした明治維新の目的は無に帰するという立場から攻撃したが,議会の運営において政党を無視することはできず,再三の激しい選挙干渉にもかかわらず,反対党は常に多数を占め,しだいに政党への譲歩,政党の操縦を考えるにいたった。そしてまた,政党も権力に近づくことにきゅうきゅうとし,藩閥官僚の誘惑に抗しきれず,両者は妥協,抱合するにいたるのであるが,この過程を通じて,まがりなりにも政党内閣がしだいに形成されるにいたった。ただし統帥権の独立,軍部大臣武官専任制という明治憲法自体も規定するところのない前近代的制度は,慣習憲法として不動の効力をもち,また内閣の組織は,憲法外の,元老という集団によって実質的に決定されたから,大正期に入って,議院内閣制が理論的にも容認され,それがしだいに実現されるにいたっても,その内容は,およそイギリスのそれとはくらぶべくもない官僚の大権内閣の性格をのこしたのであった。満州事変突発以降は,ひとたび上記の限度において確立したようにみえた議院内閣制も再び崩壊し,軍部・官僚中心のファシズム体制の進展につれて,やがて政党自体の解消とともに,内閣はファシズム支配の権力機構と化し,首相の地位は相次いで陸海軍の代表的將軍によって占められ,閣僚もまた,親軍的ファシズム的官僚ないし政治家だけが任命されるにいたった。第二次世界大戦における敗戦を契機とする日本国憲法の制定によって,日本の内閣制度は,初めて議院内閣制としての憲法的保障をもつにいたった。すなわち,首相は国会議員のうちから国会の指名によって選定され,内閣の首長として國務大臣を任命する。國務大臣の少なくとも過半数は国会議員でなければならない。内閣は,連帯して国会に対して責任を負う。このような憲法規定が,議院内閣制・政党内閣制をあらかじめ予定しているこ

とは明らかであろう。日本の内閣が、イギリス型といえるかどうかについては理論的に争いがあるが、衆議院に対する内閣の解散権については、今日まで、内閣が決定した場合には、不信任案の可決ないし信任案の否決のないときでも解散できるという慣行がほぼ確立し、また、ひとしく理論的に疑義のある内閣の法律案提出権についても、〈内閣法〉第5条はこれを認め、実際においても、内閣提出の法律案は圧倒的に多い状態となっている。このようにして、日本の内閣制は、イギリス型議院内閣制となりつつある。ただし日本の内閣制においては、明治憲法下の行政権優位、国会の内閣に対する従属の悪伝統が依然としてこり、形態はイギリス型をとりながらも、その形態の下で、プロイセン型の内閣優位が支配するという欠陥をもっていることは否定できない。それは今後、国民の政治的意識のいっそうの向上、政党の民主化によって克服されねばならないものである。

→憲法 →政府 (鈴木 安蔵)

ないかくかんぼう 内閣官房 合議機関としての内閣におかれ、内閣官房長官の統轄のもとに閣議事項の整理その他内閣の庶務をつかさどるが、そのほかに、政令にもとづいて、内閣の事務を助ける(内閣法第12条)。もっとも、日本国憲法下に内閣官房が設置されて以来、その事務は総理府の官房で処理されていたが、1957年の内閣法など一部改正法(昭和32年法律第158号)で、行政各部の施策の統一保持に必要な総合調整や、内閣の重要政策に関する情報の調査収集の事務が、総理府の大官官房から内閣官房へ移管された。内閣官房には閣議事項の整理にあたる内閣参事官、総合調整事務にあたる内閣審議室、情報関係の事務をつかさどる内閣調査室、広報関係の事務にあたる内閣広報室がある。(足立 忠夫)

ないかくさんぎ 内閣参議 第1次近衛文磨内閣のさい内閣の政治力強化を目的として設置された制度。1937年(昭和12)10月15日臨時内閣参議官制として公

布施行された。初代参議は宇垣一成、荒木貞夫、安保清種、末次信正、町田忠治、前田米蔵、郷誠之助、池田成彬、秋田清、松岡洋右で、陸軍海軍、政党、財界、官僚から各2名をとり政策諮問機関とした。この制度は東条英機内閣のさい、43年3月18日廃止された。(原田 勝正)

ないかくじょうほうきょく 内閣情報局 太平洋戦争中の情報・宣伝のための国家機関。1940年(昭和15)12月6日設置されたが、その系譜は前身である内閣情報部(1937年9月24日)からさらに内閣情報委員会(1936年7月1日)にまでさかのぼる。しかし情報委員会および情報部の段階では情報・宣伝業務はまだ各省に分属して一元化されておらず、ただその〈連絡調整〉をはかることが主務とされていた。情報局はこれらの業務を一元的に統合して設置されたもので、みずから〈情報収集、報道および啓発宣伝〉ならびに国家総動員法第20条にもとづく勅令新聞紙等掲載制限令(1941年1月10日公

日本の歴代内閣表

順次	内閣名	総理	期間	順次	内閣名	総理	期間
1	伊藤内閣(第1次)	伊藤博文	1885.12~1888.4	29	若槻内閣(第2次)	若槻礼次郎	1931.4~1931.12
2	黒田内閣	黒田清隆	1888.4~1889.10	30	犬養内閣	犬養毅	1931.12~1932.5
		三条実美(臨兼)	1889.10~1889.12			高橋是清(臨兼)	1932.5
3	山県内閣(第1次)	山県有朋	1889.12~1891.5	31	斎藤内閣	斎藤実	1932.5~1934.7
4	松方正義内閣(第1次)	松方正義	1891.5~1892.8	32	岡田内閣	岡田啓介	1934.7~1936.2
5	伊藤内閣(第2次)	伊藤博文	1892.8~1896.8			後藤文夫(臨代)	1936.2
		井上馨(臨代)	1892.11~1893.2			岡田啓介	1936.2~1936.3
		黒田清隆(臨代)	1896.3~1896.4	33	広田内閣	広田弘毅	1936.3~1937.2
		黒田清隆(臨代)	1896.6~1896.7	34	林内閣	林銑十郎	1937.2~1937.6
		黒田清隆(臨兼)	1896.8~1896.9	35	近衛内閣(第1次)	近衛文磨	1937.6~1939.1
6	松方正義内閣(第2次)	松方正義	1896.9~1898.1	36	平沼内閣	平沼騏一郎	1939.1~1939.8
		黒田清隆(臨代)	1897.4~1897.6	37	阿部内閣	阿部信行	1939.8~1940.1
7	伊藤内閣(第3次)	伊藤博文	1898.1~1898.6	38	米内内閣	米内光政	1940.1~1940.7
8	大隈内閣(第1次)	大隈重信	1898.6~1898.11	39	近衛内閣(第2次)	近衛文磨	1940.7~1941.7
9	山県内閣(第2次)	山県有朋	1898.11~1900.10	40	近衛内閣(第3次)	近衛文磨	1941.7~1941.10
10	伊藤内閣(第4次)	伊藤博文	1900.10~1901.5	41	東条内閣	東条英機	1941.10~1944.7
		西園寺公望(臨代)	1900.10~1900.12	42	小磯内閣	小磯国昭	1944.7~1945.4
		西園寺公望(臨代)	1901.5	43	鈴木内閣	鈴木貫太郎	1945.4~1945.8
		西園寺公望(臨兼)	1901.5~1901.6	44	東久邇内閣	東久邇稔彦王	1945.8~1945.10
11	桂内閣(第1次)	桂 太郎	1901.6~1906.1	45	幣原内閣	幣原喜重郎	1945.10~1946.5
12	西園寺内閣(第1次)	西園寺公望	1906.1~1908.7	46	吉田内閣(第1次)	吉田 茂	1946.5~1947.5
13	桂内閣(第2次)	桂 太郎	1908.7~1911.8	47	片山内閣	片山 哲	1947.5~1948.3
14	西園寺内閣(第2次)	西園寺公望	1911.8~1912.12	48	芦田内閣	芦田 均	1948.3~1948.10
15	桂内閣(第3次)	桂 太郎	1912.12~1913.2	49	吉田内閣(第2次)	吉田 茂	1948.10~1949.2
16	山本内閣(第1次)	山本権兵衛	1913.2~1914.4	50	吉田内閣(第3次)	吉田 茂	1949.2~1952.10
17	大隈内閣(第2次)	大隈重信	1914.4~1916.10	51	吉田内閣(第4次)	吉田 茂	1952.10~1953.5
18	寺内内閣	寺内正毅	1916.10~1918.9	52	吉田内閣(第5次)	吉田 茂	1953.5~1954.12
19	原内閣	原 敬	1918.9~1921.10	53	鳩山内閣(第1次)	鳩山一郎	1954.12~1955.3
		内田康哉(臨兼)	1921.11	54	鳩山内閣(第2次)	鳩山一郎	1955.3~1955.11
20	高橋内閣	高橋是清	1921.11~1922.6	55	鳩山内閣(第3次)	鳩山一郎	1955.11~1956.12
21	加藤(友)内閣	加藤友三郎	1922.6~1923.8	56	石橋内閣	石橋湛山	1956.12~1957.1
		内田康哉(臨兼)	1923.8~1923.9			岸 信介(臨代)	1957.1~1957.2
22	山本内閣(第2次)	山本権兵衛	1923.9~1924.1	57	岸内閣(第1次)	岸 信介	1957.2~1958.6
23	清浦内閣	清浦奎吾	1924.1~1924.6	58	岸内閣(第2次)	岸 信介	1958.6~1960.7
24	加藤(高)内閣(第1次)	加藤高明	1924.6~1925.8	59	池田内閣(第1次)	池田勇人	1960.7~1960.12
25	加藤(高)内閣(第2次)	加藤高明	1925.8~1926.1	60	池田内閣(第2次)	池田勇人	1960.12~1963.12
		若槻礼次郎(臨兼)	1926.1	61	池田内閣(第3次)	池田勇人	1963.12~1964.11
26	若槻内閣(第1次)	若槻礼次郎	1926.1~1927.4	62	佐藤内閣(第1次)	佐藤栄作	1964.11~1967.2
27	田中内閣	田中義一	1927.4~1929.7	63	佐藤内閣(第2次)	佐藤栄作	1967.2~1970.1
28	浜口内閣	浜口雄幸	1929.7~1930.11	64	佐藤内閣(第3次)	佐藤栄作	1970.1~1972.7
		幣原喜重郎(臨代)	1930.11~1931.3	65	田中内閣(第1次)	田中角栄	1972.7~1972.12
		浜口雄幸	1931.3~1931.4	66	田中内閣(第2次)	田中角栄	1972.12~1974.12

注 (臨兼)は〈臨時兼摂〉、(臨代)は〈臨時代理〉。第二次世界大戦後の臨時代理については石橋内閣における岸信介以外は省略

布)の規定する〈処分〉および各マス・メディアに対する〈指導取締り〉(内閣情報局官制第1条)をおこなう独自の権限をもつ強力な国家機関で、その組織も総裁以下5部17課総人員133名(専任)からなる大規模なものであった。このような情報局の設立は、体制内部の相対的批判を含むすべての反対言論の水路をしゃ断して、強力な〈プロパガンダ〉を注ぎこみファシズムへの同質化をおしすすめる物理的・心理的装置の完成を意味するものと考えてよく、国家総動員法と対応して日本ファシズムの実質的成立の指標とみることでもできるが、その見地からは情報局が基本国策要綱を決定し新体制の旗じるしを掲げて再登場した第2次近衛文相内閣(1940年7月22日成立)によって準備設立されたことは注目に価する。帝国劇場を庁舎に、伊藤述史、谷正之、天羽英二、緒方竹虎、下村宏、河相達夫らを歴代総裁としたこの情報局は、一方で新聞言論人を職員として機構のなかに組みこみ官民協力態勢をとることによって統制に宣伝に活発強力な指導力をふるい、新聞・出版・放送・映画などの、各マス・メディアに対する直接的な指導取締りはもとより、〈懇談会〉という名での非公式な強制、日本新聞連盟、日本新聞会、文学報国会、大日本言論報国会などその肝いりで組織された言論思想関係の各種国策団体には〈参与〉を送りこむなどによって内面的にも指導監督の策を講じるなど、あらゆる言論思想のファシズムへの同質化を強く推進した(情報局発行の〈週報〉は隣組常会のテキストとなり、〈情報局推薦〉の映画・演劇・歌謡曲・浪曲は巡回映画や巡回演劇のベルトに乗って山村孤島にまで運ばれた)。しかし一元的国家機関とはいうものの情報局に情報・宣伝業務が完全に統合されていたわけではなく、従来、言論検閲取締りの主務官庁であった内務省警保局およびとくに軍報道部は縮小はしたが、依然法制的または実質的に情報局と並立しており、その結果マス・メディアは情報局、内務省、軍(それも陸軍と海軍)という三頭あるいは四頭統制のもとに立たされる羽目になった。この点は合理的でしたがって効率の高かったナチの情報宣伝組織の一元性と著しく異なっている。情報局を完全な意味での一元的機関化する試みはたとえば基本方針の企画と大本営との連絡調整をはかるための〈審議室〉の設置(1942年3月)などの機構改革にしばしばみられるが、それが結局完成したのは第二次世界大戦敗戦直前の1945年5月の機構改革によってであった。官僚のセクショナリズムおよび軍部の存在は日本ファシズム一般について論議されているのと同じ問題をこの面にもなげかけているわけである。敗戦後は〈指導取締り〉的色彩をすてて〈あっせん助長〉に転身(1945年10月31日官制改正)したが、結局45年12月31日正式に廃止された。→情報機関 →内閣調査室 (内川 芳美)

ないかくそうりだいじん 内閣総理大臣 内閣という合議体の首班あるいは首長をいう。

【日本】(1)内閣職権時代 日本ではじめて内閣総理大臣がおかれたのは、明治

憲法制定に先だつ1885年(明治18)12月である。朝廷の官制としての従来の太政官制度が廃止され、ヨーロッパの先進諸国の統治組織にのっとって、内閣制度が樹立され、この改革をはかった伊藤博文が自ら初代の内閣総理大臣となった。〈内閣職権〉によれば、総理大臣は〈各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ統督ス〉る(第1条)。各省大臣に対するこの〈統督〉権はまことに強大で、総理大臣は〈行政各部ノ成績ヲ考ヘ其説明ヲ求メ及ヒ之ヲ検明〉し(第2条)、行政各部の処分または命令の中止権をもち(第3条)、各科法律起草委員会を監督することになっており(第4条)、各省大臣は主任事務について状況を内閣総理大臣に報告すべきものとされた(第6条)。このように紙の上では、内閣総理大臣はドイツ帝国憲法下の帝国宰相 Reichskanzler に近い強大な統制権を与えられたが、薩長の対立均衡の上にたつ内閣において、総理大臣に過大の権限を付与しても、実際にはこれを十分に発揮できず、総理大臣は内閣の議長たる地位に墮した。(2)明治憲法時代 そこで1889年の〈内閣官制〉(明治22年勅令第135号)では、内閣総理大臣は〈天皇ヲ輔弼(ほひつ)シ其ノ責ニ任〉ずる(大日本帝国憲法第55条)国務大臣のひとりとして、他の国務大臣と同列にあるものとされ、行政各部を監査し統督する権限を失った。ただ、各大臣の首班すなわち〈同輩中の首席〉 primus inter pares として、機務を奏宣し、行政各部の統一を保持するために処分・命令の取消権をもち、閣議を召集する(内閣官制第2条、3条、6条)ほか、閣員の奏薦権が不文に認められていた。戦時態勢下の1943年、〈戦時行政職権特例〉(昭和18年勅令第133号)は、内閣の一体性強化のため、総理大臣に対して、各省大臣に対する〈指示権〉(第1条)や、各省大臣の職権の一部を自ら行い、または他の各省大臣に行わせる〈職権調整〉の権限を付与した(第2条)が、いうまでもなくこれは、行政官庁たる内閣総理大臣の地位の強化にとどまり、内閣における国務各大臣の平等主義のたてまえはついに破れなかった。内閣総理大臣の任命は、他の文武官と同じく、天皇が大権により行うことになっていたが、天皇無答責の原則を貫くため、大命降下に当っては、天皇は、元老あるいは重臣会議あるいは内大臣に下問するのが常であった。1918年(大正7)の原敬政友会内閣以来育ちかけていた政党内閣制度も、満州事変後の軍部の強圧により破壊され、内閣総理大臣の任命は国民の意思からはなれて、少数の特権勢力によって左右された。(3)日本国憲法における内閣総理大臣 日本国憲法は、総理大臣を内閣の〈首長〉としての地位におき、明らかに他の国務大臣の上位にあるものとする(日本国憲法第66条第1項)。総理大臣は、合議体たる内閣の一体性を確保するため、他の国務大臣の任免権をもつが、任命にあたっては、国務大臣の過半数は国会議員のなかからえらばなければならない(同法68条)。任免権のうち、とくに重要な意義をもつのは罷免権である。これは、明治憲法下のように総理大臣を抑制する多元的勢力関係(枢密院や軍部

や重臣など)がもはや存在せず、政党内閣制が樹立され、しかも衆議院の意思が参議院に優越する体制のもとでは、総理大臣を〈ワンマン〉的ともいえる強大な地位におくことになるのであって、閣員に対するかぎり総理大臣は、大統領制をとるアメリカの大統領に近い権限をもつものといえる。総理大臣は内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務および外交関係について国会に報告し、ならびに行政各部を指揮監督する(同法72条)。国務大臣の訴追には、総理大臣の同意を要する(同法75条)。次に、行政官庁としての内閣総理大臣は、当然に総理府の長となり、また各省大臣にもなることができる。総理府の長官としての総理大臣は必要な権限をもつ。すなわち、総理府には防衛庁や国家公安委員会がおかれているが、総理大臣は自衛隊の最高の指揮監督権をもち(自衛隊法第7条)、また緊急事態には布告(ただし国会の承認を要する)を発して全警察を統制し、必要とあらば直接警察庁長官を指揮監督する(警察法第72条)。内閣総理大臣の任命は、天皇が行う(日本国憲法第6条第1項)。しかし、これは形式上、天皇が任命行為を担当するというにすぎず、実質的な決定は、国会が文民たる国会議員の中から指名することによってなされる。指名は、他のすべての案件にさきだて行われ(同法67条第1項)、原則的には両議院一致の議決を要するが、両議院が異なった議決をした場合に、両院協議会を開いてもなお意見が一致せず、または衆議院の議決後、国会休会中の期間をのぞいて10日以内に、参議院が指名の議決を行わないときは、衆議院の議決をもって国会の議決とする(同法67条第2項、国会法第86条)。内閣総理大臣については、他の国務大臣のように罷免はなく、自己の意思による辞職があるにすぎない。しかし、単独辞職はありえない。総理大臣が欠けたときは、内閣は総辞職せねばならない(日本国憲法第70条)からである。

【イギリス】イギリスの内閣総理大臣は、ジョージ1世以降、閣員中の実力第一人者が、国王に代わって内閣の会議を主宰するに至ったことから発達した。自らソール・ミニスター Sole Minister または プライム・ミニスター Prime Minister と称したといわれるロバート・ウォルポールの内閣で、すでに総理大臣の観念は事実上存在し、小ビット内閣で、その地位は確立したが、事実上の総理大臣も法律上は久しく大蔵省第一ロード First Lord of the Treasury と称されていた。1832年の選挙法改正以降、近代の意味の政党内閣制度が確立されるようになり、総理大臣には下院第1党の首領が付き、自党の国会議員中から閣員を奏薦するようになった。1905年以降は、公文書の上でも Prime Minister の文字が、しばしばつかわれている。第一次世界大戦後、〈同輩中の首席〉としての総理大臣の地位は大いに強化され、インナー・キャビネットや閣員委員会の制度を通じて、内閣におけるその統制力が増大している。

【フランス】フランスの第五共和政憲法では、内閣総理大臣は大統領が任命する(第8条)。総理大臣は他の国務大臣とともに国会議員、その他すべての公職を兼

ねることができない(第23条)。総理大臣は政府の活動を指揮し、国防について責任を負い、文武官を任命する(第21条)。また、国民議会の解散に関与し(第12条)、臨時会開催を要求し(第29条)、両議院に出席して発言することもできるが(第31条)、内閣は強大な権力をもつ大統領によって統裁されるので、総理大臣の権限は、日本やイギリスのそれと比べて著しく弱い。→内閣 →憲法 (足立 忠夫)

ないかくちょうさしつ 内閣調査室 内閣の情報調査機関。内閣の重要政策に関する情報の収集及び調査に関する事務(各行政機関の行う情報の収集及び調査であって内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む)をつかさどる(内閣官房組織令第4条)というのがたてまえて、内閣審議室、内閣参事室などとともに、内閣官房に直属している(同令1条)。1952年(昭和27)4月9日発足。占領の終結(対日平和条約)および日米安全保障条約の発効(いずれも1952年4月28日)とほとんど同時に誕生した。当時の第3次吉田内閣には、第二次世界大戦中の内閣情報局にかわるなんらかの国家情報機関設置の意図があり、占領軍にも、それまでGHQ(連合国総司令部)のG2(参謀第2部)などがやっていたソ連邦、中国など社会主義諸国の情報収集をある程度日本に分担、肩がわりさせようとの要請があり、それらが合体してできた。したがって内閣調査室は、ファイルの仕方から末端の作業形態までアメリカのCIA(中央情報局)をモデルにして作られた。初代室長は村井順(元国家地方警察本部(現警察庁)警備課長)で、以後歴代、警察官僚がこれを統括している。この機関の活動全体は秘密のヴェールにつつまれているが、一応、(1)国内情報、(2)海外情報、(3)社会風潮、(4)資料整理、(5)理論研究、(6)総合判断の6部門に分かれているといわれ、予算、人員とも海外情報部門に主力が置かれているようである。予算のうちで特に問題となるのは情報調査委託費で、その多くが民間の雑多な「調査所」「研究会」などと称する調査機関などに流されているが、その内容は皆目わからない。なお、内閣調査室の仕事で外部に発表される刊行物としては「調査月報」(月刊)、「国際情勢資料」がある。→内閣情報局 →情報機関 (香内 三郎)

ないかくぶんこ 内閣文庫 総理府付属機関の国立公文書館(1971年設置)の1部門で、江戸幕府以来の貴重古書その他の図書を管理し、各省庁その他一般学術研究者のための閲覧利用に供する機関。東京都千代田区北の丸公園内にある。1873年太政官に文庫掛をおき、文庫を管理したの始まり、のち1884年各庁所蔵の図書いっさいを太政官文庫に収集管理することとして、当時赤坂離宮内の太政官構内に文庫を建設し、これを収集した。この太政官文庫が1885年内閣制度の創設に伴ない内閣文庫となり現在に至る。1948年以來、国立国会図書館の支部図書館でもある。蔵書は和書288,000余、漢書181,000余、洋書45,000余、資料4,500余で、計約520,000冊(1980年3月末現在)である。この中には特別の来歴のある多くの

貴重な古書、古文書を含み、その顕著なものとしては、紅葉山文庫本および昌平坂学問所本を継承しており、その他の著名なものに明治政府旧蔵洋書、枢密院関係資料、岩倉具視関係文書、金沢文庫本、堀氏の和学講談所本、旧堂上華族古文書、朽木家古文書、大乗院文書、内務省地理局本などがあり、また貴重な指定重要文化財が多数ある。

(佐野 小門太・渡辺 衛一)

ないかくこうこうけん 内河航行権 アヘン戦争(1840~42)以後、圧倒的な経済力、技術水準および武力を持つ列強は、中国に国内河川の交通運輸や沿岸貿易への参加権を強要した。列強の獲得した内河航行権はしだいに拡大し、揚子江では重慶まで達し(1895)、白河では天津まで(1860)、珠江では三水、梧州まで(1897)であった。松花江航行権は1858年ロシアに与えられたが、1924年回収された。また列強の中国沿岸貿易権はアヘン戦争直後黙認され、1863年明文化された。これらの諸権利は太平洋戦争中日本が独占を宣し、中華人民共和国成立以後は上海など主要開港場に至る河川水路を除いてみな回収された。(衛藤 藩吉)

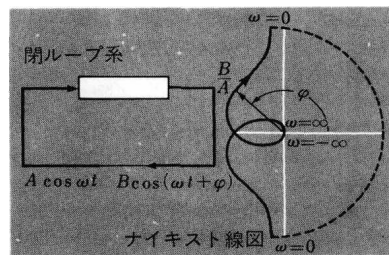
ないかん 内官 令制では在京諸司を京官、その他を外官(げかん)と称することが公式令(くしきりょう)に見えるが、内官とはこの京官のことである。内官と外官との待遇の差は、内官には季禄が与えられるが、外官にはおおむね季禄がない。その代わり、外官は職田(しきでん)や公解稻(くがいてう)などの点で一般に内官よりも経済的に恵まれるのが普通で、外官の利得の一部をさいて、内官の手当にまわそうとした時期もあった。→外官 (土田 直鎮)

ないかん 内観 内省、自己観察ともいう。自己の意識ないし直接経験の内容または過程を観察することで、それには現在経過中の意識のみならず、記憶されている過去の意識の観察をも含めることがあるが、狭義には後者を追観retrospectionと名づけて区別する。このような意味では内部知覚、自己知覚、体験知覚とよばれているものとはほぼ同じである。科学的方法としての内観introspectionは、これとは異なり、心理学的な観点から意識ないし直接経験を組織的に観察し記述する方法である。この場合、記述される意識あるいは経験をいかに考えるか、さらに広くは心理学の体系をいかに考えるかということにより、方法そのもの、またはその評価に相違が生じる。内観を心理学の主要方法としたヴントの心理学においては、心的要素を見いだすことがこの方法の任務であり、したがって内観は特定の態度のもとに直接経験の事実を観察し報告する方法であって、このような意味で内部知覚とは区別されるべきものである。ヴントと同じく内観主義に属する心理学者の間でも、この方法についての考え方には多少の相違があり、たとえばG.E. ミュラーは内観に間接的観察や追観をも含めるに対し、E.B. ティッチェナーは直接観察を主とし、また意識の事実についての推論を排除しようとした。ヴェルツブルク学派は内観法の組織的な改良を行い、間接的・追観的な方法をさけよう

とした。ヴントやティッチェナーらの要素主義的な見方に反対した実験現象学派やゲシュタルト学派は、直接経験の事実を古典的な内観主義と区別する意味で現象とよび、現象の素朴かつ忠実な記述を行うことを主張した。これは現象学的観察とよばれているが、ある意味では内観の一種ともいえる。内観法に対する批判は多数存在しているが、意識ないし直接経験の意味に関するものを除き、この方法が適用される範囲は限られている。今日では要素主義に立脚する内観法はすでに過去のものとみられており、また現象学では内観という用語を避けているので、科学的方法としての内観はほとんど問題にされていない。(田中 良久)

ナイキストせんず ナイキスト線図 自動制御工学や電気通信工学において、閉ループ系の周波数特性をベクトル軌跡として表わした線図。各種の線型系の動特性を周波数応答で表わすとき、入力信号 $A \cos \omega t$ に対し、出力信号 $B \cos(\omega t + \varphi)$ がえられるならば、 B/A および φ によって周波数 ω における系の伝達特性を一義的に定まる。これを大きく B/A 、方向 φ のベクトルとして表わし、周波数 ω が連続的に変化するとき、ベクトルの先端が描く図形を周波数ベクトル軌跡、あるいは単にベクトル軌跡といっている。自動制御系、発振回路、再生増幅器など閉ループ動作が基本になっている系について、右下図のようにループ一周の伝達特性をベクトル軌跡に表わし、周波数 ω を矢印のように連続的に変化して描いたものがナイキスト線図であって、ループを閉じた系が自動発振をおこなうか否かの安定性の図的判別法に関連し、1932年アメリカのナイキストH.Nyquist(1889~)が提唱したものである。→制御工学 (野本 明)

ないきよく 内局 総理府の本府と各省の本省には、内部部局として、官房、局、部、課、室がおかれる(国家行政組織法第7条)。この内部部局中、局のクラスに属するものをさして内局といい、外局に対して用いられる。内局の例を府省別にあげれば、総理府の恩給局や統計局、法務省の民事局や刑事局、外務省のアジア局、大蔵省の主計局や主税局、文部省の初等中等教育局、厚生省の公衆衛生局、農水省の経済局、通商産業省の貿易局、運輸省の海運局、郵政省の貯金局、労働省の労働基準局、建設省の道路局などがこれにあたる。内局の長は局長である。局長は行政官庁(すなわち、国の意思を決定し外部に表示する権限をもつ行政機関)でないことを原則とし(恩給局長、労働基準局長などは例外)、この点で、行政官庁たる性質をもつを通例とする外局とはちがう。→外局 (足立 忠夫)



至り、市中銀行相互間の為替決済制度における日本銀行依存の行過ぎを排する趣旨から、現行の〈為替決済制度〉に改正された。以下この現行方式の概要を説明する。

〔為替決済制度〕この現行方式によると、市中銀行は支払ずみの他行為替につき為替内訳書を作成しこれを自行の特定店舗に集中し、日本銀行本支店所在地の手形交換所において、全加盟銀行の選任した為替交換監事主宰の下に特定店舗相互間で為替内訳書の交換を行い、その決済は交換日の翌営業日に、日本銀行本支店における市中銀行特定店舗の為替決済預り金口座を通じておこなうことになった。これを同地決済という。次に被仕向銀行の特定店舗が交換に持ち出した為替内訳書のうち、その地の交換に参加していない仕向銀行あての為替内訳書は、即日交換監事が仕向銀行別にとりまとめて、日本銀行に対し引落額の通知方を依頼するとともに、為替内訳書を各地の交換所経由で仕向銀行の特定店舗に送達する。日本銀行本店は、交換監事の依頼に基づき各店から電送通知される引落額を仕向銀行別に集計のうえ、これを仕向銀行の特定店舗と取引のある日本銀行本支店に電送通知する。被仕向銀行の特定店舗の決済預り金口座に対する入金、この場合も交換日の翌営業日に行い、同時に日本銀行本支店においては仕向銀行の決済預り金口座を引き落す。これを隔地決済という。そしてこの二つの方法によるならば、内国為替集中決済制度におけるような日本銀行の立替払という現象は生ぜず、また日本銀行と市中銀行の分担範囲も明確に区分され、日本銀行は決済段階を、市中銀行はその前段階である為替内訳書の交換段階を担当することとなったわけである。(吉野 俊彦)

ないこくみんたいぐう 内国民待遇 相手国民を自国民と差別せずに同等に待遇することを内国民待遇national treatmentという。通商航海条約で規定されるのがふつうで、主として、課税、裁判、契約、財産権、法人への参加その他の事業活動についておこなわれる。→通商条約(寺沢 一)

ないこっかく 内骨格 動物体を支持する堅固な構造を一般に骨格と呼び、皮膚に由来し体表近くにある外骨格に対して、体内深く存在するものを内骨格と呼ぶ。たいてい中胚葉から作られ、軟骨・硬骨の別があり、化学的にはコラーゲン、コンドロロコイド、オッセインなどと呼ばれるタンパク質の基質に、カルシウムの炭酸塩、リン酸塩が沈着したものを主成分とする。

〔内骨格をもつ動物〕原生動物では放散虫の多くのものはケイ酸や硫酸ストロンチウムの内骨格をもつ。海綿動物では石灰またはケイ質の微小骨片や、スポンギンというタンパク性の網状構造。腔腸動物では石灰質の骨片が密に集まって強固な骨格を作る(サンゴ、イソバナなど)。軟体動物ではイカに石灰質またはキチン質のものが見られるが、これは本来皮膚の外面で作られた外骨格性のものである。脊ついで動物では軟骨または硬骨性の中軸骨格および四肢骨をそなえ、支持器官と

して体形を保持するだけでなく、筋肉の付着点として運動にも役だっている。→骨格 →外骨格 (佐藤 驍)

ないこん 奶婚 中国旧社会での婚姻の1形態。中国旧社会では、婚姻は一般に婚姻男女の自由発意によらず、双方の親などが取りきめた。そればかりでなく婚姻とか結婚ということ自体が、双方の親同士の結合を意味した。ことに農家では嫁は家族労働力の補充のためのものであり、嫁は炊事のため、裁縫のため、および農地の耕作のためのものであった。それは雇人を雇うより安くついた。それで家に男の子があるときは、それがまだ婚姻のなんであるかを知らない幼児であっても、その幼男児に十幾つも年が上の女を妻として早目にもたせることが珍しくなかった。このように幼い夫に年上の女を妻として取り合わせることを〈奶婚〉といった。彼女は幼い夫のために〈おむつ〉の世話までしなければならなかったといわれる。中華国民民法〈親属篇〉に婚姻適齢の規定があっても、それはほとんど空文に等しかった。人民共和国の婚姻法ではこの種の婚姻を厳禁している。(仁井田 陞)

ナイサー Albert Neisser 1855～1916 ドイツの皮膚病・性病学者。エルランゲン大学で医学を修め、1877年卒業。直ちにライプツヒ大学の講師となり、また同大学の病理学教授コーンハイムに師事した。79年リン菌を発見。82年プレスラウ大学の皮膚病学教授となり、皮膚病の細菌のおよび病理解剖的研究、性病撲滅に功績があった。また新染色法によってライ菌の存在を確かめ、狼瘡(ろうそう)の結核性を最初に主張した。96年ベルリン大学教授に招かれたが辞して受けず、プレスラウにとどまった。1905年バタヴィアへ旅行し、梅毒の免疫および予防を研究した。(大鳥 蘭三郎)

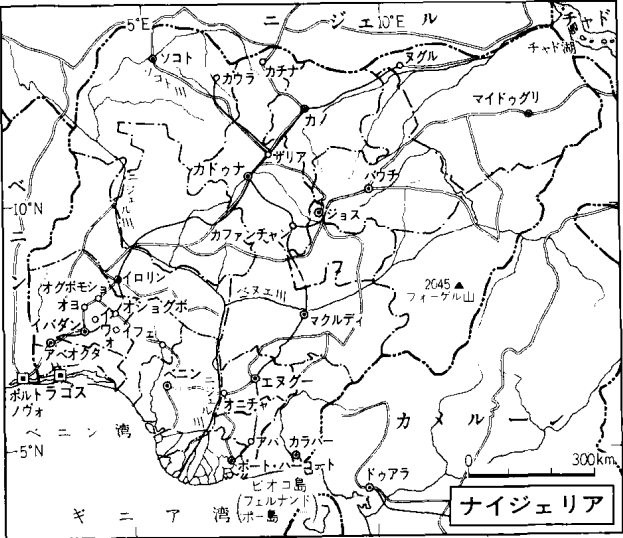
ないさい 内済 江戸時代における調停類似の制度。あつかい(扱)ともいう。江戸時代、幕藩などの封建領主は、私人間の紛争を、裁判上公権の判断にもとづく判決によって解決することよりも、当事者間の和解によって、双方を互譲、納得させることを司法の基本方針としていた。訴訟に要する公私の費用労力を節約し、また、納得ずくの解決のほうが権力的解決よりも実効的であるという事情が、権利観念の不明確と相まって、この制度をささえ、かつ、この制度は日本における権利、法観念の発達を妨げた。民事事件をはじめ、刑事事件においてもときとして内済が許される。訴状(目安)が提出されると、裁判役人は内済をすすめ、審理の進行中も、たえず説諭、威嚇を加えて内済を成立させようと努力する。親類、町村役人、宿屋(江戸宿、弁護士の機能をもつ)、寺院などが仲介するのが普通である(扱人)。当事者間で熟談のうえ解決策が成立すると、済口証文(すみくちしょうもん)を作成し、これを裁判役所に提出して承認を受ける。民事事件のときは、済口証文に原告(訴訟人)、被告(相手方)連印の願書を提出し、双方出廷して裁判役人の承認申渡を受ける(済口聞屈(ききとどけ))が、金公事(かねくじ)のときは原

告だけの申立で足る(片済口(かたすみくち))。刑事事件のときは原告だけが願い出て訴を取り下げればよい(吟味願下げ)。済口証文は双方1通ずつ保管するが、判決と同様の効力をもった。内済は明治時代には勧解(かんかい)の制度に引き継がれ現在の調停制度に及ぶのである。→勧解 →調停 →金公事 (平松 義郎)

ないじ 内耳 側頭骨の岩様部のなかにあつて、聴覚および平衡覚の起る因をなす部分。耳の構造としては最も内方に位するので内耳と称せられる。音波は外耳から中耳をへて内耳に達し、ここで神経を刺激する。内耳は〈骨迷路〉という複雑な形の腔所が堅い骨のなかにできており、その腔所のなかに〈膜迷路〉というやはり複雑な形の袋状ないし管状のものがある。骨迷路と膜迷路の形はだいたいによく似ている。感覚細胞は膜迷路にあり、神経がこれに分布する。骨迷路に前内側の蝸牛(かきゅう)と、後外側の骨半規管と、それらの中間の前庭とが区別される。膜迷路もそれに応じて前内側に蝸牛管、後外側に膜半規管をなし、また前庭には球形嚢と卵形嚢とがあり、これらがみなひと続きになっている。蝸牛管の壁にらせん器官すなわち〈コルチ器官〉があつて、ここが聴覚のおこりをなす。半規管と前庭の二つの嚢からは平衡覚が起る。→耳 (小川 鼎三)

ナイジェリア Nigeria 西アフリカの連邦共和国で、南はギニア湾に面し、東はカメルーン、西はベニン、北はニジェールとそれぞれ国境を接し、北東端はチャド湖に面して、同湖上でチャドにも接している。面積923,768km²、人口62,925,000(1975推定)で、アフリカ諸国中最大の人口をもつ。人口密度約68人/km²、首都はラゴス(1982年にはアズジャに移転予定)。【自然】国土は北緯4°～14°にわたり、ニジェール(ナイジャー)川がニジェールとの国境をこえて北西から南々東に流れ、国土の中南部を貫流して海岸線の中央よりやや東寄りに巨大なデルタをつくる。また、ベヌエ川が東のカメルーンから国境をこえて、西南西に流れてニジェール川に合流する。地勢からみれば、ナイジェリアは次のような諸地域よりなる。マングローブにおおわれた浅瀬、縦横に発達した入江などでふちどられ、幅約80kmに及ぶ海岸の湿地帯。その内陸にひろがる標高600m以下の丘陵地帯。さらにその内陸に北西から東にかけて、上弦の弓なりに国土を横断するニジェール、ベヌエ両河の渓谷地帯(標高100～200m)。国土の中央部に最高約2,000mの山岳をもつジョスの高原地帯。カメルーンとの国境に沿って、標高約2,000mの高峰をもつ山脈地帯。国土の北西端部でニジェール川の支流ソコト川の流域をなしている平たんなサヴァンナ地帯。国土の北東部でチャド湖に注ぐ河川の流域をなし、北東に低く傾斜した半砂漠のサヴァンナ地帯。

気候は南の丘陵地帯以南では、3月下旬から10月下旬に及ぶ雨季をもち、平均年雨量は2,000mmをこえる。気温は比較的低くて日中でも20～28℃であるが、湿度は高く75～98%に達する。11～3月は乾季で、日中の気温は21～31℃、湿度は



70%以下になる。しかし、しばしば雷鳴を伴う風雨が生ずる。また、12月中旬から2月中旬にかけては、乾燥した北風ハルマッタンが吹くことがあり、夜間の気温は18℃以下に下がり、湿度は40%以下になる。北部ナイジェリアでは、10月から5月までが乾季で、日中の気温は15～35℃と変化に富み、ハルマッタンの影響で湿度が10%以下になることもある。ジョス高原と東部山地は、気温は低く雨量は多い。

【住民】ナイジェリアには言語別に250に及ぶ部族があるが、首都ラゴスをのぞく北部、東部、西部、中西部の旧4州には、それぞれ中核をなす主要部族がいる。北部のハウサ(総数約1,000万)、フラニ(約500万)、カヌリ(約220万)の諸族、東部のイボ族(約900万)、西部のヨルバ族(約1,000万)、中西部のベニ(エド)族などである。北部では牧畜を主とするイスラム教徒が多く、また商業活動に才能を示す。南部の諸部族は農業をおもな生業とし、キリスト教を信じるものが多い。人口の宗教別比率(1963)は、イスラム教徒約47%、キリスト教徒約34.5%、伝統的な部族信仰をもつもの約18.5%である。言語は英語が公用語となり、まだ国語は確立されていないが、商業用語にもなっているハウサ語が最も広く通用し、これにイボ語、ヨルバ語およびフラニ語の三大部族語を加えると、全住民の約60%を占めると推定される。

【政治・社会】ナイジェリアは1960年10月に独立を達成し、63年10月北部、東部、西部、中西部の4州よりなる連邦共和国となって、任期5年の大統領が選ばれたが、政府機構は変化はなかった。二院制の連邦議会は上院(任命議席56)と、5年ごとに改選される議席312の下院よりなり、総選挙は1964年12月(ラゴスと東部州は1965年3月)に行われた。有権者は

21歳以上の男女で、北部州だけは婦人参政権がなかった。選挙の結果、北部人民会議を中核とする与党134議席、イボ族を基盤とするナイジェリア市民全国会議89議席、ヨルバ族に支持されたアクション・グループ73議席、その他16議席で、北部人民会議のバレワ A.T. Balewa 首相が連立内閣を組織した。

首相を議長とする閣僚会議が実権をもち、大統領は元首であるが象徴的な存在で、形式的には議会解散の拒否、首相や自己の補佐官の任免権をもっていた。

各州にもそれぞれ二院制の州議会があり、上院は任命された首長で構成され、下院は4年ごとに改選された。各州の行政は首相と内閣が行い、かなり高度の自治をもっていた。州以下の地方行政は北部では世襲的な首長の政府、他の3州では首長と選出議会ににぎられていた。66年1月15日、ナイジェリア連邦の連邦首都および各州都において、一斉に軍隊のクーデタがおこり、連邦首相バレワ、西部州首相アキントラ S. Akintola、北部州首相アフマドゥ・ベロ Ahmadu Bello その他、多くの政治家や軍人が殺され、軍司令官イロンシ J. A. Ironsi 将軍が大統領として国内の統一と安定をはかった。イロンシ軍事政権は憲法を廃棄し、議会を解散し、政党を禁止し、連邦制廃止を宣言して改革を急いだために、7月29日には西部州と北部州で軍隊の一部が反乱を起し、イロンシ大統領は逮捕監禁され、参謀長ゴウオン Y. Gowon 中佐が8月1日政権を握った。東部州軍政長官は各州の分離独立を主張したが、ゴウオン軍事政権は連邦制復活の政令を出して事態の安定につとめた。1967年5月ゴウオン軍事政権は、かねて懸案であった北部州の分割を、東部州の分割と併行する形で決定した。それによると北部州は6州に、東部州は3州に分割され、首都ラゴスと西部州、中西部州の計12州となった。

【ビアフラ問題】1966年末からゴウオン軍事政権の連邦制強化策を契機に、東部州の軍政長官オジュク Ch. O. Ojukwu 中佐は州の自治権について連邦政府と対立した。同州が石油開発の中心地であったため、石油利権料収入の問題も大きい対立要因であった。1967年に入ってガーナ軍事政権が調停を試みたが、同年5月ゴウオン軍事政権の州再編決定を機会に、オジュク中佐は東部ナイジェリア州の分離独立を宣言し、ビアフラ共和国というイボ族の国家を建設し、自らその大統領に就任した。ビアフラの面積は76,363km²、人口は12,400,000(1963)、首都はエヌグーであった。

1967年7月に連邦軍はビアフラ軍に対して「警察行動」をとり、内戦状態が始まった。初期はビアフラ軍が優勢で、中西部州も一時独立を宣言し、ビアフラ軍

はラゴスまで320kmまで迫り、西部州にも独立の動きが出た。同年10月ころから国際的な支持のもとに陣容をたて直した連邦軍が優勢となり、ビアフラ軍は包囲されて追いつめられた。それまでビアフラ共和国を承認した国はなかったが、大量虐殺などの悲惨な傾向を阻止する目的で、1968年4月にタンザニア、コート・ディ・ヴォワール、ガボン、ザンビアおよび西インドのハイティが承認した。しかし、ビアフラはポルトガル、南ア共和国、ローデシアの軍事援助を受けたことにより、国際的な非難的となり、1970年1月オジュク大佐の脱出逃亡によって、連邦軍に降伏するにいたった。内戦末期のビアフラでは100万の住民が餓死したといわれ、20世紀のアフリカで最も悲惨な事件となった。この内戦を通じてナイジェリアは軍事政権下にあったが、その内政と外交政策は大きく変化した。

〔内戦後の政治情勢〕国防軍は内戦前には総兵力約9,000にすぎず、連邦警察も約13,000人にすぎなかったが、内戦終了後の連邦軍の兵力は約120,000に膨張し、海軍や空軍も熱帯アフリカで最大の装備をもつに至った。1970年10月1日の独立10周年記念日に、ゴウオン軍事政権は、文民政権に戻すまでのプログラムを発表した。それによると第1に不均衡に膨張した国防軍を改組し、軍隊の政治への介入を不可能とする体制にする。第2に新憲法草案を起草する委員会を設け、要項が決定すれば制憲議会を設ける。第3に1973年(前回のセンサスから10年後)を目標に、センサスを実施して連邦議会の議席と選挙区を決定する。第4に政党の結成はまず地方的なものから容認し、1966年以前のような部族主義や党利党略の重視から脱皮しようになれば全国的な政党の結成を許す。そして第5に自由で公正な選挙を行う。このプログラムによる文民政権への復帰の目標は、1976年とされた。

〔社会・教育〕ビアフラ問題という形の内戦が部族間の対立に起因したように、この国では部族社会が宗教的要因と結びついて根強く温存されてきた。しかし、1967年7月から70年1月まで続いた内戦と、それと併行して進んだ政治的・経済的な変化が、社会構造にも重大な変革をもたらしつつある。1964年6月のゼネスト以来、強力な勢力をもちはじめた労働組合は、軍事政権下において発展を阻害されたが、部族的紐(ちゅう)帯にかわる新しい組織としての潜在力をもつに至った。

ナイジェリアの文盲率は70%といわれ、学齢児童の就学率は65%程度である。しかし、総合大学はイバダン大学(1948年創立)をはじめ12校、ほかにも高等教育機関があり、また、出版文化、テレビなどのマスコミの点でも、熱帯アフリカで最も発達している。

【経済・産業】ナイジェリアの経済構造は急激に変わりつつある。1964年には輸入2億5,390万(ナイジェリアポンド(1ナイジェリア・ポンドは2.8米ドル))に対し、輸出は2億1,470万ポンドで、伝統的な三大輸出品目(ラッカセイと落花生油、ココア、ヤシ核およびヤシ油)と、石油の4品目がその76.5%を占めていた。それ

気 候 表		カドゥナ (10°36'N : 7°27'E 標高646m)										(理科年表1970による)	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
気 温 (℃)	23.4	24.7	27.2	28.6	27.0	25.3	24.2	23.4	24.5	25.3	24.2	23.1	25.0
降水量 (mm)	0	3	13	64	150	180	216	302	269	74	3	0	1 273

		ポート・ハーコート (4°51'N : 7°1'E 標高18m)											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
気 温 (℃)	26.2	26.9	26.9	26.9	26.7	25.5	24.8	24.9	25.2	25.7	26.1	25.8	25.9
降水量 (mm)	29	68	187	175	249	269	332	278	442	266	93	32	2 421

が69年には輸入2億4,680万ポンド、輸出3億2,220万ポンドで、上記の4品目は76.1%となったが、石油だけについてみると1964年輸出の15%であったのが、69年には42.2%に達し、ヤシ核、ヤシ油は激減してスズのほうが上位になっている。ヤシ核、ヤシ油の激減は1967～68年の内戦の影響である。石油の産出は内戦の影響は比較的少なく、産出量は1967年の1,680万tから71年には7,460万tと順調に増加し、輸出額も4億7,600万ポンドで総輸出額の74%に達した。

1967年の国民総生産は54億米ドル、産業部門別比重は農林水産業56%、鉱業5%、工業6%、建設業5%であったが、1973/74年には鉱業22%、工業7%とその比重は大きくなっている。

開発計画は1969年から検討されていたが、1962～68年の計画で予定していた外国援助が調達できなかった経験から、公共部門7億8,000万ポンド、民間部門8億1,500万ポンドとし、外国援助は1億5,100万ポンド(総所要資金の9.5%弱)とする形で、1970年10月に連邦政府によって決定された。この四ヵ年計画(1970～74年)では、年平均成長率6%が目標とされた。この開発計画とは別に、1970年10月にソ連邦との間で結ばれた協定によって、鉄鋼工場建設のための援助5,000万ポンドが決定した。新四ヵ年計画は、たんに内戦の打撃からの復興計画というより、ナイジェリアの工業化に重点がおかれ、公共部門の投融資総額の40%は12の州政府財政で負担することになった。

〔交通〕鉄道は狭軌のものが約3,500km(1970)で、国営である。ラゴスからカノにいたるものが幹線で、ポート・ハーコートからカドゥナにいたるものが最大の支線、ほかに農業地帯や鉱山にいたる支線がある。最近スズ鉱山のあるジョスから、チャド湖に近いマイドゥグリにいたる線が建設された。道路は約80,000kmに及ぶが、舗装されているのは約12,000kmにすぎない。内陸水路はニジェール川とベヌエ川で、両者合わせて11～3月は河口から約580km、7～10月は約800km航行できるほか、小形船舶が航行できるデルタのクリーク網や中小河川もある。国内航空は多くの地方都市とラゴスおよびカノの両国際空港を結んで、ナイジェリア航空の定期便が飛んでいる。海洋航路の港はラゴス(アパバ)とポート・ハーコートを二大貿易港とし、ほかに税関のある港湾は六つある。1959年に設立された国営海運会社がある。

【歴史】ニジェール川流域には紀元前数千年から、ナイル川流域にも比すべき農耕文化があったという説がある。いわゆるノク文化、ベニンの青銅やイフェのテラコッタなどは、約2,000年前のものといわれる。北部の都市カノの城壁は、11世紀ころの築造といわれるが、15世紀に來航したポルトガル人は、ベニン王国と外交を開いた。18世紀末に内陸には14のハウサ族の国家があり、13世紀以来進出していたフラニ族が、1802年にそのイスラム指導者オスマン・ダン・フォディオの〈聖戦〉により、フラニ族の王国が出現した。またチャド湖の近くにはカタリ王国、南部にはヨルバ族王国、ベニン王国などが19世紀まで存在した。今日まで残る各地

の土侯や酋長はそれらの伝統的王国の支配層の子孫といえよう。

イギリスは1849年ニジェール川デルタを管轄する領事をフェルナンド・ポー島においた。1851年奴隷貿易基地ラゴスを武力占領し、イギリス保護領として領事館をおいたが、1861年酋長の無力と奴隷貿易復活を理由に、イギリスはラゴスを直轄植民地にした。ラゴスを基地にヨルバ族の領土を支配し、1888年の条約でそれをイギリス保護領とした。一方、19世紀中ごろからニジェール川流域に貿易基地をもつヨーロッパ人商社がいくつか出現していた。その一つに関係したジョージ・ゴルディ・タウブマンは、イギリス系商社のみならずフランス系のそれをも合併し、1886年にイギリス国王によって、ロイヤル・ナイジャー会社Royal Niger Companyとして特許状が与えられ、デルタ地帯とニジェール、ベヌエ両川流域の統治権をも与えられた。イギリス保護領となっていたヨルバ族領土は、1891年ナイジャー・コースト保護領Niger Coast Protectorateと改称された。これらの領土内における抵抗がくりかえされ、西方ダホメにおけるフランス勢力との衝突もあったため、1900年1月からイギリスは、ロイヤル・ナイジャー会社の資産や統治権を買い取り、その南部はナイジャー・コースト保護領と統合して、南部ナイジェリアSouthern Nigeriaと名づけた。また、1906年5月にラゴス植民地をも統合し、ラゴスを主都とする南部ナイジェリア植民地および保護領Colony and Protectorate of Southern Nigeriaが成立した。1900年ロイヤル・ナイジャー会社領土の北部は、イギリス政府の北部ナイジェリア保護領Protectorate of Northern Nigeriaとなり、ラガード卿が高等弁務官となったが、そこにはフラニ族の土侯国が多く、それぞれ独立を主張していた。したがって、1906年ラガード卿が離任するところに、はじめてイギリスの支配権が行きわたった。

1914年1月、南北両ナイジェリアを統合して、ナイジェリア植民地および保護領Colony and Protectorate of Nigeriaが、一つの行政単位となった。同年8月第一次世界大戦が始まり、ナイジェリア植民地軍は東部のドイツ植民地カメルーンに進撃し、1916年フランス軍と協力してドイツ植民地軍を破り、暫定的にカメルーンのナイジェリアに接する部分(面積にして1/6)を統治した。1919年7月英仏の協定したロンドン宣言でその統治は確定し、1922年国際連盟の委任統治領として、イギリスはナイジェリアとともに統治する体制をとった。このイギリス統治下のカメルーンは、ベヌエ川が国境を横切る部分でくびれて、二つの部分に分れていた。カメルーンにドイツの貿易基地ができたのは1868年、ドゥアラの酋長がイギリスの支配下に入るのを拒否したのは1882年、ドイツが支配権を確立したのは1884年7月であった。こうして、1922年にナイジェリアにおけるイギリス政庁は、ラゴスと、北部、西部、東部およびカメルーン委任統治領を統治した。また、同じころからラゴスを中心に、イボ族やヨルバ族の間に民族主義運動がおこったが、それは部族主義的色彩がつよく、全



ナイジェリア的なものではなかった。

ナイジェリア西部の原住民によるコーラ・ナッツの選別

第二次世界大戦中、ナイジェリア植民地軍の軍隊は、東部アフリカでイタリア軍と、ビルマ戦線で日本軍と戦った。戦後に国際連盟に代わって国際連合が生まれ、カメルーン委任統治領は信託統治領になったが、そのころからナイジェリア南部の民族主義運動は強力になり、1949年には北部にもハウサ北部人民会議が生まれた。1951年、憲法によってナイジェリアは準連邦的な政治体制となり、1954年10月の憲法で連邦制が確立し、連邦首都ラゴスと、北部、西部、東部および南カメルーンの政府と、連邦議会および連邦政府が設けられ、1957年制憲会議で自治政府の方向に前進し、北部人民会議のバレワが連邦首相に就任して、全閣僚がナイジェリア人の連邦閣僚会議が成立した。民族主義運動が弱く、世襲的な土侯の勢力のつよい北部が、イギリスの支持を得て連邦政府を実質的に支配し、民族主義的な政治勢力の強い西部や東部をおさえた形で、ナイジェリア連邦は独立への準備を始めた。そして広大な面積をもち、人口の点でも連邦の過半を占める北部の政党は、南部が東(イボ族)と西(ヨルバ族)に分れて部族的対立をつづけているかぎり、永久的に連邦政権を支配しうる体制にあった。1958年の改憲会議で西部州と東部州の政府は独立を決定し、1959年には北部州政府も自治を獲得して、同年12月カメルーンをのぞく全国で総選挙をおこない、バレワ連邦首相が再選されて、1960年10月1日に完全独立を宣言した。カメルーンでは1961年2月に人民投票がおこなわれ、北カメルーンはナイジェリアとの統合を希望して、同年6月に北部ナイジェリアに吸収され、南カメルーンは同年10月ナイジェリアを離脱して、カメルーン共和国と連邦化した。また、1963年7月、西部州から中西部州が分離して、ナイジェリア連邦は連邦首都ラゴスと4州で構成されることになった。1963年10月1日、ナイジェリア連邦は共和国を宣言し、バレワ連邦首相はそのまま留任し、実権のない大統領には独立以来総督であったアジキウェB. N. Azikiweが就任した。(西野 照太郎)

ないしきょう 内視鏡 身体の中空性臓器の内面あるいは胸腔、腹腔などの内部を観察するために用いる検査器具の総称で、大部分は適当の太さの金属管が主部で、その先端に光源を備えている。種類が多いが、1853年デズルモアA. Désor-